

岡山市役所公式 LINE 自治会機能利用要領

1 目的

岡山市ソーシャルメディア運用ガイドライン並びに岡山市役所公式 LINE 運用ポリシー及び岡山市役所公式 LINE 利用規約に基づき、岡山市役所公式 LINE 自治会機能の適正な利用を目的として、当該機能を利用する全ての者の責務及び遵守しなければならない事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) システム管理者

当該機能に関する運用管理を行う担当所属は、岡山市市民協働企画総務課とする。

(2) 管理者

町内会等の会長等で、当該機能を用いた情報配信の権限を持つ者をいう。

(3) 利用会員

当該機能に参加している町内会等の構成員等で受信登録をしている者をいう。

(4) 配信情報

管理者が当該機能を用いて利用会員に発信・共有する文章、画像、ファイル、リンクその他一切の情報をいう。

3 要領の範囲

この要領に定めのない事項については岡山市役所公式 LINE 運用ポリシー及び岡山市役所公式 LINE 利用規約の定めによるものとする。

4 利用の申請

当該機能を利用できる町内会等、管理者及び利用会員の範囲並びに利用申請の方法は、システム管理者が別に定める。管理者は、利用申請の内容に変更が生じた場合又は管理者の交代、退任その他当該機能を利用する権限を失った場合は、速やかにシステム管理者へ届け出るものとする。

5 利用の停止

以下のいずれかに該当する場合、システム管理者は、管理者又は利用会員に予告又は通知の上、利用を停止し必要な措置を講ずることができるものとする。

ア 利用申請の内容に虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合

イ パスコードを不正に使用し、又は使用させた場合

ウ その他、管理者又は利用会員として不適格とシステム管理者が判断した場合

6 責任の所在

管理者及び利用会員は、自らが行った一切の行為とその結果について、一切の責任を負うものとする。

7 パスコードの管理及び譲渡の禁止

管理者及び利用会員は、自己の責任において、システム管理者から通知された当該機能のパスコードを適切に管理するものとする。

また、いかなる場合も管理者又は利用会員としての権利を第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共有することはできない。

8 利用会員の募集

町内会等の定める方法で、利用会員を募るものとする。

9 利用上の注意

管理者は、当該機能の利用目的を十分理解し、利用会員が安心して利用できるよう適切に運用するものとする。

10 禁止事項

当該機能において、次のいずれかに該当する情報の掲載・配信を禁止する。

投稿内容について、システム管理者が禁止事項に該当すると判断した場合は、管理者及び利用会員に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとする。

ア 公序良俗に反するもの

イ 他者を誹謗中傷するもの

ウ 他者に財産的不利益又は精神的苦痛を与えるもの

エ 個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

オ 不当な差別を助長するおそれのあるもの

カ わいせつ又は不適切な表現を含むおそれのあるもの

キ 非行、犯罪を煽るおそれのあるもの

ク 特定の思想、宗教を流布若しくは攻撃するもの

ケ 特定の政党若しくは候補者に関して支持又は不支持を表明する内容を書き込むもの。但し、国、地方公共団体又は選挙管理委員会が発信する選挙に関する周知事項についてはこの限りではない。

コ その他、掲載又はリンクすることが好ましくないと岡山市市民協働企画総務課が判断するもの

11 免責事項

(1) 管理者及び利用会員は当該機能の利用により発生した一切の損害について、市に対しその責任を問わないものとする。

(2) 管理者及び利用会員は、当該機能の利用により第三者に損害を与えた場合、自己の責任において解決するものとする。

(3) 管理者及び利用会員の不注意によって、第三者によりデータが改ざんされた場合、改ざんされたことにより生じた損害については、市に対しその責任を問わないものとする。

12 参加費用

当該機能の利用料等は不要であるが、通信に必要なスマートフォン等は管理者又は利用会員で用意するものとし、プロバイダ料、通信料、その他一切の費用等については管理者又は利用会員が負担するものとする。

13 利用期間

当該機能の利用期間は各年度の３月末までとする。ただし事前に管理者からシステム管理者へ利用の停止の申し出のない場合は継続するものとする。

14 規約の変更

市は、必要と認めるときは、この要領に規定する条項を変更、削除し、又は新たな条項を追加することができるものとする。

15 個人情報の取り扱い

当該機能においてシステム管理者が取得した個人情報については、関係法令及び岡山市の定めに基づき、適切に取り扱うものとする。

16 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は岡山市市民協働企画総務課が別に定めるものとする。

附則

この要領は令和８年８月１日から適用する。